

秋田県スキルアップ促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 秋田県スキルアップ促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この奨励金は、在職者等の自発的な学び直しの促進を目的とし、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練講座（以下「教育訓練」という。）を修了する見込みで受講している者を対象に、厚生労働省の専門実践教育訓練を6ヵ月を超えて受講した場合に交付する。

(交付の範囲)

第3条 本奨励金は、予算の範囲内において、交付する。

(交付対象者)

第4条 奨励金は、次の各号を全て満たす者へ交付するものとする。

- (1) 教育訓練の受講開始日及び本奨励金の申請日時点において、秋田県内在住の者であること。
- (2) 令和6年4月1日以降に教育訓練の受講を開始し、6ヶ月を超えて受講していること。

(奨励金の額及び限度額)

第5条 奨励金は、専門実践教育訓練給付金の最初の支給単位期間に係る支給決定につき、下表に定める額を支給する。

奨励金の額及び限度額	
奨励金の額	専門実践教育訓練給付対象経費の1/4(千円未満切捨)
限度額	5万円

（交付申請等の手続き）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書類一式を、秋田県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- （1）秋田県スキルアップ促進奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- （2）請求書（様式第2号）
- （3）専門実践教育訓練給付金受給資格者証の写し
- （4）領収書の写し
- （5）振込先口座が確認できる通帳の写し等
- （6）本人確認書類
- （7）その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 知事は、前条の申請書類の内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、秋田県スキルアップ促進奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（不交付決定通知）

第8条 知事は、前条の規定による審査の結果、奨励金を交付することが適当と認められない場合は、秋田県スキルアップ促進奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、秋田県スキルアップ促進奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- （2）申請時に誓約した内容に違反したとき。
- （3）専門実践教育訓練給付金について、不正受給の判明や都道府県労働局長からの支給決定に

関する取り消しがあったとき。

- 2 知事は、前項の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する奨励金が交付されているときは、秋田県スキルアップ促進奨励金返還命令書（様式第6号）により、当該交付決定者に対し期限を定めて、返還を命ずるものとする。

（報告及び検査）

- 第10条 知事は、前条第1項各号についての疑義が生じたときは、奨励金を交付した者に対し、報告の聴取又は立入検査を行うことができる。

（額の確定）

- 第11条 財務規則第256条の規定による額の確定は、第7条の交付決定により代えるものとする。

（手続きの一部省略）

- 第12条 この奨励金は、財務規則第263条の規定による手続きの一部を省略できるものとし、手続きを省略できる書類は財務規則第253条の補助事業等遂行状況報告書とする。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

秋田県知事 宛て

申請者 〃 一
住 所 秋田県
氏 名
(電話番号)

秋田県スキルアップ促進奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請等します。

- ## 2 奨励金申請額の内訳

専門実践教育訓練給付 対象金額 (A)	奨励金の交付割合 (B)	交付申請額【限度額 5 万円】 (C = A × B)
円	4 分の 1	円

※千円未満切り捨て

- ### 3 対象訓練等

教育訓練講座名			
受講開始日	令和 年 月 日	受講修了予定日	令和 年 月 日

- #### 4 申請者の基本情報

雇用保険被保険者番号		生年月日	年 月 日
メールアドレス		勤務先名称	
取得した資格を活用した就職・転職等の意向の有無		有 ・ 無	

※記載いただいた情報は本事業の参考とするもので、それ以外の目的で使用することはありません。

- ## 5 誓約事項

秋田県スキルアップ促進奨励金の申請にあたり、次のとおり誓約します。

(誓約事項をよく読み、☒を入れてください。)

☐	交付対象要件を全て満たしているとともに、申請内容に虚偽や不正等はありません。
☐	受講開始日及び申請日において、秋田県内在住で間違いありません。
☐	秋田県から検査、報告、是正についての求めがあった場合は、これに応じます。
☐	不正受給が判明した場合には、奨励金の支給の取消及び返還に異議なく応じます。

裏面へ続く

【添付書類】

- ☐ 請求書（様式第 2 号）
- ☐ 専門実践教育訓練受給資格者証の写し
- ☐ 領収書の写し
- ☐ 本人確認書類の写し（運転免許証など）
- ☐ 振込先口座が確認できる通帳等の写し

請 求 書

令和 年 月 日

秋田県知事 宛て
(課名 雇用労働政策課)

債権者	住 所
	氏 名

「秋田県スキルアップ促進奨励金」を次のとおり請求します。
 ついては、次の口座に振り込んでください。

請求金額 _____ 円

金融機関名		銀行・金庫 組合・農協	本・支店名		本店 支店
口座種別 ※○で囲む	普通・当座・貯蓄	口座番号 ※右詰め			
口座名義 ※カタカナで記載					

【連絡先等】

氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

指令雇労 ー
令和 年 月 日

所在地（住所）

氏名 様

秋田県知事

秋田県スキルアップ促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった秋田県スキルアップ促進奨励金については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県スキルアップ促進奨励金支給要綱第7条の規定に基づき、通知します。

交付決定額 円

指令雇労 ー
令和 年 月 日

所在地（住所）
氏名 様

秋田県知事

秋田県スキルアップ促進奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった秋田県スキルアップ促進奨励金の交付については、
次の理由で不交付となりましたので通知します。

（不交付の理由）

指令雇労 一
令和 年 月 日

所在地（住所）
氏名 様

秋田県知事

秋田県スキルアップ促進奨励金交付決定取消通知書

秋田県スキルアップ促進奨励金の交付決定については、次の理由により取消しましたので、秋田県スキルアップ促進奨励金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

（取消の理由）

[]

指令雇労 ー
令和 年 月 日

所在地（住所）
氏名 様

秋田県知事

秋田県スキルアップ促進奨励金返還命令書

秋田県スキルアップ促進奨励金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり秋田県
スキルアップ促進奨励金の返還を命じます。

返 還 す べ き 金 額		円	
返 還 期 限		年 月 日まで	
返 還 を 請 求 す る 理 由			
指令年月日	年 月 日	指令番号	指令雇労 ー
交 付 年 度	年度	補助金等の名称	秋田県スキルアップ促進奨励金
補 助 金 等 の 支 給 決 定 額		円	